

特定非営利活動法人 Bamboo saves the earth 会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人 **Bamboo saves the earth**（以下「当法人」という）と、特定非営利活動法人 **Bamboo saves the earth** の会員（以下「会員」という）との関係に適用します。入会 申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

第 1 節 会員の種別

正会員（個人）

賛助会員（団体）（個人）

サポーター会員（個人・団体）

第 2 節 総則

第 1 条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表 する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第 2 条（会員規約の変更）

1. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更する ことがあります。

第 3 条（用語の定義）

1. 規約において使われる語句について、次の各項に定義します。
2. 会員とは、当法人の全ての種別の会員の総称です。
3. 正会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、当法人に入会を認められた個人の会員をいい、総会での議決権があります。
4. 賛助会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた入会金・年会費を支払い、当法 人に入会を認められた団体の会員をいい、総会での議決権はありません。
5. サポーター会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた入会金・年会費を支払い、 当法人に入会を認められた個人・団体の会員をいい、総会での議決権はありません。

第 3 節 入会申込等

第 4 条（入会申込）

1. 入会の申込をする方は、当法人が定める入会金・年会費を払込み、入会申込書に必要 事項を記入し、 当法人に提出することとします。

第 5 条（入会の成立）

1. 入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。

第 6 条（入会申込の拒絶）

1. 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- （ 1 ） 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- （ 2 ） 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- （ 3 ） その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第 7 条（会員資格有効期間）

1. 会員資格有効期間は、当法人の事業年度とします。
2. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とします。

2. 会員の権利

第 8 条（会員の権利）

1. 正会員には総会での議決権があります。一個人につき 1 議決権です。活動、事業に参加し、レポートの情報を受けることができます。

2. 賛助会員は総会での議決権がありませんが、当団体より次の各項提供を受けることができます。ただし、第 5 項の提供を受けるにあたり、別途契約書を交わすこととする。

- （ 1 ） 年一回の年次報告書
 - （ 2 ） 協賛企業として告知
 - （ 3 ） 当団体サイトに企業名の掲載
 - （ 4 ） 広告宣伝（テキスト広告、バナー広告など）
 - （ 5 ） 共同事業（キャンペーン企画、業務連携、システム連携、マーケティング調査など）
3. サポーター会員は総会での議決権がありませんが、当団体より次の各項提供を受けることができます。

- （ 1 ） 年一回の年次報告書
- （ 2 ） 協賛企業・協賛者として告知
- （ 3 ） 当団体サイトに企業名の掲載
- （ 4 ） 広告宣伝（テキスト広告、バナー広告など）
- （ 5 ） 共同事業（キャンペーン企画、業務連携など）

3. 入会申込記載事項の変更等